

群馬県イノシシ適正管理計画（第二種特定鳥獣管理計画・第三期計画）概要（案）

1 計画策定の目的

本計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の第7条の二に基づく第二種特定鳥獣管理計画として、科学的・計画的な管理により、イノシシによる農林業等の被害の減少及び生物多様性に配慮した個体群の管理を目的とし、中長期的な目標及び対策を策定する。

2 計画の期間及び区域

- (1) 期 間：令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5か年とする。
- (2) 区 域：県内全域とする。

3 計画の基本方針

イノシシによる被害対策の長期目標は、自然条件下において農林業及び生活環境の被害がなく、安定した状態で個体群が維持されることである。

そのため本計画では、適切なモニタリング等による科学的根拠を基に、「個体群管理（捕獲）」、「被害防除管理」及び「生息環境管理」を計画的かつ総合的に実施し、人との軋轢の減少を図ることとする。

なかでも、更なる生息数の増加及び生息域の拡大が懸念される現状を踏まえ、「個体群管理（捕獲）」である「捕る」対策に、特に重点的に取り組む。

4 管理の目標

- (1) 農 林 業 被 害
 - ①農業被害額：37,000千円（令和6年度）
 - ②林業被害額：0千円（令和6年度）
- (2) 個体群管理（捕獲）
 - ①捕獲頭数：12,000頭/年（平成25年度の生息数を基準とした令和5年度までの半減を目指す）
 - ②生息域：生息域の拡大防止と生息密度の低下
- (3) 被害防除管理
新たな防護柵の設置・改善と既存設備の維持管理体制構築の推進
- (4) 生息環境管理
河川や里山等の緩衝帯整備と耕作放棄地管理及び収穫残さ適正処理の推進

5 目標達成のための施策

- (1) 個体群管理（捕獲）
市町村・関係団体の捕獲体制及び連携の強化や指定管理鳥獣捕獲等事業の実施、狩猟による捕獲推進（鳥獣保護区の狩猟鳥獣捕獲禁止区域〔シカ・イノシシを除く〕への移行、狩猟期間の延長）、捕獲の担い手の確保・育成、安全で効率的な捕獲方法の開発・普及により、捕獲目標の達成に取り組む。
- (2) 被害防除管理
制度の整備や補助事業の活用・支援
- (3) 生息環境管理
他獣種と併せた各事業の実施及び各関係機関・農林業者・地域住民への啓蒙

6 その他

- (1) 実 施 体 制
関係機関が相互に連携・協力し、一体となり各施策を推進する。
- (2) 検 討 ・ 評 価 機 関
 - ①群馬県第二種特定鳥獣適正管理検討委員会
 - ②群馬県野生動物対策科学評価委員会